

【ごみ搬入量について】

(質問)

昨年度、両市から搬入された可燃ごみ搬入総量と、新ごみ処理施設建設前に計画されていた可燃ごみ搬入見込量をそれぞれ教えて下さい。

<答弁>

新ごみ焼却施設建設前に計画された両市のごみ排出量将来推計値に基づく平成27年度の可燃ごみ搬入見込量 145,224 トンに対し、平成27年度両市から搬入された可燃ごみ搬入実績量は 150,768トンとなっております。

(質問)

新ごみ処理施設建設前に計画されてきたごみ搬入見込み量に比べて、昨年度の両市からのごみ搬入量はかなり多い状況ですが、このことに対するクリーンランドの見解を教えてください。また、搬入量の抑制に関して両市に対して何らかの働きかけをしたり、クリーンランドとして搬入量の抑制に対して行っていることがあれば、教えてください。

<答弁>

両市のごみ搬入量が当初計画値より大幅に増加していることに対し、新ごみ焼却施設では炉数が4炉から3炉に、また、処理能力が日量870tから525tに縮小するなど、大変厳しい状況にあります。加えて、新ごみ焼却施設は、両市の将来推計搬入量に基づき、各機器の整備に係る計画停止期間を除いて運転可能な日数を年間310日としておりますが、現在の搬入量では310日稼動においても年度を越える堆積ごみが残る状況です。

クリーンランドにおいても、両市に対しては三者協議会など機会をとらえて可燃ごみの効果的な減量施策の実施を依頼するとともに、施設見学や出前講座・市民講座の開催を通して、参加者にはごみの減量へのご協力をお願いし、市民の皆さんにはホームページや分別アプリ等を活用して周知活動に取り組んでいる他、職員に対しても、省エネやごみの減量など環境に配慮した取組みや研修を行うことで意識向上に努めております。

また、両市の廃棄物減量等推進審議会においても、新ごみ焼却施設における可燃ごみの処理計画値を上回る状態が続いていることを重要な課題であると受け止め、審議が行われているところでございます。

(意見・要望)

新ごみ処理施設建設前の計画値より、両市のごみ搬入量が大幅に増加していること、それに伴い、年度を越える堆積ごみが残る現状は理解しました。クリーンランドとして、豊中市、伊丹市両市に対して、三者協議会などの機械に可燃ごみの効果的な

減量施策の実施を依頼しているとのことですが、残念ながら、一昨年度に比べて、昨年度、可燃ごみは2.2%も増えており、クリーンランドからの依頼はほとんど両市の施策としては反映されていない、もしくは効果を挙げていない状況にあります。「ごみ減量には取り組んでいるけど、当初見込んでいた人口推計と比べて、人口が増えているため、結果的にごみが増えている」と仰りたいのかも知れませんが、人口推計を誤ったのは両市の責任であり、加えて、クリーンランドにおいて、年度を超える堆積ごみが残ると言った急を要する課題がある状況においては、指導や啓発といった従来の取り組みに加えて、ごみの有料化等、即効性が期待されるようなごみ減量に向けたこれまでにない抜本的な施策の実施が両市ともに必要ではないかと意見しておきます。

【分担金及び負担金について】

(質問)

豊中市、伊丹市両市からクリーンランドへの分担金及び負担金の総額及び、各市の額のここ数年の推移を教えてください。一方、歳入歳出別過不足額のここ数年の推移を教えてください。

<答弁>

豊中市、伊丹市の負担金の総額及び両市の負担金の過去3か年の推移につきましては、平成25年度では、豊中市で、19億3755万2千円、伊丹市は、9億3462万8千円の総額、28億7218万円であります。次に、平成26年度につきましては、豊中市で、18億9804万4千円、伊丹市は、9億9049万2千円の総額、27億8853万6千円となっております。平成27年度につきましては、豊中市で、19億7689万6千円、伊丹市は、10億3529万4千円の総額は、30億1219万円であります。

次に、歳入歳出別過不足額の過去3か年の推移につきましては、平成25年度で、歳入は、94億976万6千円で歳出は、88億4037万5千円の過不足額は、5億6939万1千円の黒字でありました。また、平成26年度につきましては、歳入は、114億7994万9千円で歳出は、108億1877万7千円の過不足額6億6117万2千円の黒字となっております。平成27年度につきましては、歳入で、106億6134万1千円、歳出は、99億1905万3千円の過不足額は、7億4228万8千円の黒字でありました。

(質問)

ここ数年の歳入歳出別過不足額がかなりの黒字となっているかと思いますが、各市からクリーンランドへの分担金及び負担金の減額にはつなげられないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

クリーンランドの両市負担金につきましては、次年度予算編成時に歳入・歳出の差し引きによる不足額分をクリーンランド負担金として予算化しております。決算時における歳入歳出別過不足額につきましては、翌々年度の予算編成時に繰越金として予算計上をしていることから、2年後の予算にはなりますが負担金の減額につながります。

(意見・要望)

2年後の予算にはなるが負担金の減額につながるとの答弁がありました。毎年、数億円もの黒字が計上されており、ここ数年、黒字額が増加傾向にあり、そもそも予算編成段階で、もう少し両市負担金を抑制していても予算編成が出来るのではないかと思いますので、より厳密な予算編成を行って頂きたいと意見しておきます。

【再資源化経費と売電事業について】

(質問)

再資源化経費について伺います。再資源化経費が一昨年度に比べて、増加しています。年々、増加している様に思います。一方で売却等金額は、一昨年度と比べて大幅に減少し、再資源化経費と売却等金額の収支差益の合計は約3億4380万円と、一昨年度と比べて約3100万円も赤字額は増えています。ちなみに、昨年度は全ての廃棄物の収支差益が赤字となっています。とりわけ、容器包装プラスチックの収支差益は、約2億1600万円の赤字となっています。昨年の決算審議で、「売却益と再資源化経費の関係については、今後も全体的な収支の黒字化は見込めない」との答弁があり、この惨状は容易に想像がつく話ですが、平成24年のリサイクルプラザ稼働後、累計で10数億円もの赤字を計上している訳で、あらためて、このような税金の無駄遣いを両市の言いなりになってし続けることに対する両市の市民(納税者)に対する罪悪感などはないのか、見解をお聞かせ下さい。両市に対して、思うことがあれば、率直なご意見をお聞かせ下さい。また、「品目によっては、再資源化量が増加するほど赤字額が増加するとは必ずしも言えない」との答弁もありましたが、結果的には、全ての品目で赤字額が増加しています。このことに対する見解もお聞かせ下さい。

<答弁>

再資源化経費と売却等金額による収支差益が赤字であることにつきましては、事業を継続するために、経済的な観点も重要と考えておりますが、クリーンランドとしましては、循環型社会の構築という環境行政に対する社会からの要請に応じていくため、市民の皆様にご理解、ご協力を得ながら定着が図られつつある再資源化事業を、今後も推進してまいりたいと考えております。

しかしながら、手選別ラインには異物の混入が散見されることから、両市におかれては、安定的な施設稼働に向け、引き続き市民啓発の強化をお願いしてまいります。

また、全ての品目で赤字額が増加した要因につきましては、電気料金の改定により、

リサイクルプラザの委託料が見直されたことと併せて、有価物の価格相場が下落したことにより影響を受けたものでございます。

(質問)

一方で、売電収入は、一昨年度に比べて、昨年度は発電単価が下がったにもかかわらず、平成28年1月から3月までの新施設での発電分の影響もあり、発電量が大幅に増え、一昨年度に比べて、昨年度は約1億1300万円の増額となっています。ちなみに、今年度の予算では売電収入を約9億1200万円と見込んでいたかと思えます。このことを踏まえ、少なくとも再資源化経費が高額で、収支差益の赤字額が極めて高いプラスチック容器包装ぐらいは、早急に焼却処分するように改め、再資源化経費の大幅な抑制と売電収入の大幅な増加を図るべきではないかと考えますが、あらためて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

プラスチック製容器包装につきましては、有価物として売却できるものではなく、搬入量も多量であることが、赤字額増加の要因となっておりますが、平成24年度から稼動しておりますリサイクルプラザの役割を考慮いたしますと、クリーンランドとしましては、引き続き循環資源の「循環的な利用」及び「適正な処分」の優先順位に基づき、限りある資源の有効利用と環境負荷の低減に努めてまいりたいと考えております。

ご提案のプラスチック製容器包装を焼却することにつきましては、現在の可燃ごみの搬入量は、両市の将来推計量を大きく超過している状況であり、次年度以降にごみの減量化が進んだ場合でも、施設能力上焼却することができないと考えます。

また、プラスチック製容器包装を焼却した場合、蒸気量は増加するものの、発電能力を超えた蒸気については発電に反映いたしません。現在、最大限の能力を発揮させ発電を行っていることから、ご指摘をいただいております売電収入の大幅な増加にはならないものと考えております。

(意見・要望)

再資源化事業については、正に「裸の王様事業」と言わざるを得ません。明らかに税金の垂れ流しをしているのに、豊中市も伊丹市も、クリーンランドもそろって、経済的な観点も重要であると言いながら、多額の赤字を計上し続けている事実を認めながらも再資源化事業を、今後も推進していくとお決まりの答弁をされます。一体どれだけ市民の血税を無駄にすれば、事業の見直しをして頂けるのか、この事業を実施するために一体どれくらいの赤字までは許容範囲と考えているのか、この事業に関しては、両市が如何に市民の税金を軽く見ているのか図り知れません。有価物として売却できるものですら、収支差益は赤字なわけです。はなから有価物として売却できない容器包装プラスチックを資源化するために、2億円以上もの税金を垂れ流す形で、収支改善もほぼほぼ図られず、実施し続けることは、いい加減、やめるべきだとあらためて意見しておきます。今年度の予算審議の際にも意見しましたが、豊中市民、伊丹市民の多くは、再資源化事業に係るコストや累積赤字などの

情報を知らないだけで、多額の税金の垂れ流しの現状を知れば、私の主張する容器包装プラスチックの資源化廃止に賛同して下さる方が圧倒的に多いと確信しています。

クリーンランドの答弁か両市の環境部の答弁か知りませんが、「市民の皆様にご理解、ご協力を得ながら定着が図られつつある再資源化事業を、今後も推進してまいりたいと考えている。」とのお答えがありました。全く実態とかけ離れた、空想、空虚な答弁と言わざるを得ません。まず、市民の方々は正確かつ必要な情報を知らされておらず、多くの市民は再資源化事業の本質を理解なんてしていません。また、市民の協力を得ながら定着が図られつつあるというのであれば、なぜ、多額の税金を投入して、市民の分別排出した廃棄物を再度、クリーンランドで分別をし直さなければならないのでしょうか。さらに、市民啓発の強化をお願いしていくとのことでしたが、市民の協力が得られているのであれば、両市に求める必要なんてないのではないのでしょうか。

まずは、クリーンランドとして、豊中市、伊丹市両市民に対して、再資源化事業に係るコストや累積赤字等の情報を明確かつ正確にホームページ等で周知して頂きたいと強く要望しておきます。あとは、両市長の再資源化事業に係るコストに対する認識をいただきたいと思います。

【資源化物の実態把握について】

（質問）

決算説明書のP. 1に「リサイクルプラザでは、施設の稼働開始以来、4年連続して資源化率の目標50%以上を達成しました。」と記載があります。それではお伺いしますが、クリーンランドに搬入された廃棄物は、どのようなルート、方法で資源化されているのでしょうか。また、実際に資源化されたものはどのような形で、活用されているのかしっかりと把握されているのでしょうか。

＜答弁＞

リサイクルプラザに搬入される廃棄物の内、粗大ごみを含む不燃ごみについては破碎処理後に不燃物・可燃物・鉄類・およびアルミ等非鉄金属に選別をされ、可燃物はごみ焼却施設に、不燃物はフェニックスへと運ばれ、鉄類およびアルミ等非鉄金属は資源物として売却し、製鉄原料やアルミ原料としてリサイクルされています。

また、資源ごみとして搬入されるペットボトル、びん類、プラスチック製容器包装、缶類、古紙・古布の内、ペットボトル・プラスチック製容器包装・白色と茶色を除くその他色びんの三品目は日本容器包装リサイクル協会を通じて搬出し、ペットボトルは化学繊維等の材料に、プラスチック製容器包装はマテリアル・リサイクルとしてプラの原料に、さらにはケミカル・リサイクルとして化学原料に、また、その他の色びんは道路の舗装材料等に使用をされております。

次に、白色と茶色のびん類及び缶、古紙・古布は、有価物として売却し同品種へのリサイクル品の材料として使用されております。

(意見・要望)

リサイクルプラザに搬入されるもののうち、有価物として売却されている缶、びん類、古紙・古布については、リサイクル事業者がお金を払って引き取っている訳ですから、同品種へのリサイクル品の材料として使用されているとの答弁は理解します。

一方で、日本容器包装リサイクル協会に搬出しているプラスチック製容器包装等については、リサイクル業者にお金を渡してリサイクルをしてもらう構図は今も変わっておらず、リサイクル事業者が引き取ったプラスチック製容器包装等を全てリサイクルしているとは到底、思えません。法律上でも、リサイクル事業者は引き取った廃棄物の内、その50%さえリサイクルすればよいとされていますので、実際には、高額で引き取ったマテリアルリサイクル事業者は、一部だけをリサイクルして、残りは、産廃業者に低価格で引き取ってもらう等が可能であり、資源化事業に費やされている市民の分別の手間も、多額の血税も結果的には、リサイクル事業者や日本容器包装プラスチック協会の懐を潤すだけにしかなくはないかと思えます。そんな不透明な資源化をするよりも、クリーンランド内でサーマルリサイクルをした方が、よっぽど、資源化の見える化にも繋がるのではないかと意見しておきます。

【職員の勤務状況とワークライフバランスについて】

(質問)

昨年度の時間外勤務の実態を教えてください。また、時間外勤務の抑制に関してどのような取り組みをされてきたのか教えてください。さらに、職員の育児休暇や有給休暇取得状況についても教えてください。

<答弁>

時間外及び休暇取得に関する質問にお答えさせていただきます。

まず、昨年度の時間外勤務の実態ですが、管理職以外の対象者のうち年間100時間未満の者が48人で全体の約6割を占めており、100時間以上200時間未満の者が14人、200時間以上300時間未満の者が9人、300時間以上の者が7人となっており、全体に占める割合は9%でした。クリーンランドとして時間外の抑制は、職員の健康管理の観点から重要な課題と認識しており、毎週水曜日のノー残業デーの実施はもとより、休日の時間外勤務については振替休暇の取得推進をしているほか、所属内の情報共有や協力体制の推進などの対策を講じているところでございます。

次に、昨年度の育児休業の取得状況ですが、女性職員が1名取得しており、現在も休業中でございます。また、有給休暇につきましては、一人当たりの平均取得日数は13.6日でございます。

(意見・要望)

時間外勤務については、管理職以外の退職者のうち年間100時間未満のものが全体の約6割、また300時間以上の職員が1割以下ということで、しっかりと取り組んで頂いているように感じました。職員の健康管理の観点から、引き続き、現状維持も

しくは更なる改善に努めて頂きたいと思えます。一方で、育児休業については、豊中市に対しても再三、ワークライフバランスの推進を求めていることもあり、対象者7名（男性6名、女性1名）のうち、女性1名のみが昨年度、取得されたとのことですが、是非、男性職員のワークライフバランスの意識及び積極的な育児参加を促すような職場環境づくりを求めていると思えます。

【剪定枝の処理について】

（質問）

今年の予算審議の際にも伺いましたが、剪定枝のチップ化に要する経費について伺います。毎年、クリーンランドに搬入された剪定枝のうち250トン前後をチップ化処理されていますが、昨年度、チップ化処理された剪定枝の量とそれに要する経費を教えてください。参考までに剪定枝1トン当たりのチップ化経費は単純計算でどれくらいになるのかも教えてください。一方で、昨年度、焼却処理した剪定枝の量と1トン当たりの焼却処理経費はどれくらいなのか教えてください。

＜答弁＞

平成27年度にチップ化された剪定枝の量は234トンで、チップ化に要した費用は約1700万円でございます。このことから、剪定枝1トン当たりのチップ化経費は、約7万2650円でございます。

なお、平成27年度に焼却した剪定枝の量は5835トンであり、1トン当たりの焼却処理経費は約9600円と見込まれます。

（意見・要望）

昨年度、剪定枝のチップ化に約1700万円を費やしたとのことでした。チップ化された剪定枝の量は、クリーンランドに搬入された剪定枝全6069トンのうちわずか4%足らずの234トンとのことで、剪定枝1トン当たりのチップ化経費は、約7万2650円とのことでした。

一方で、クリーンランドに搬入された剪定枝のほとんどは焼却処理され、1トン当たりの焼却処理経費や約9600円とのことでした。大半の剪定枝は焼却処理されている一方で、不必要に多額の税金をかけて、ごくごく一部の剪定枝をチップ化する必要はあるのでしょうか。ちなみに、チップを購入するならどれくらいの費用がかかるのか、色々と調べてみました。平均すると約1万5000円/トン、高いものでも2万円/トンぐらいでした。

ということは、もし、昨年度、チップ化された234トンの剪定枝を焼却処理し、234トンのチップを1万5000円/トンで購入した場合の経費は、計算上、575万6400円となり、約1100万円もの歳出削減につながります。このことを十分に精査して頂きまして、来年度以降、是非、焼却処理を前提とした剪定枝のチップ化事業の見直しと、必要なチップの安価での入手を調査、研究して頂き、早急に剪定枝のチップ化を廃止して頂くことを強く求めています。

【資産について】

（質問）

決算書のP. 96、購入価格100万円以上の物品の管理についてですが、決算年度中の増減高がないものは、昨年度、一定の利用があったものと考えていいのか、利用状況について簡単に説明してください。一方で、昨年度中に処分されたものについては、一昨年度まで利用されていて処分されたのか、かなりの期間、使用がなく処分されたのか詳細をお聞かせ下さい。また、昨年度新たに購入されたものは、基本的には、新施設建設にあわせて必要となったものと考えてよいのか教えて下さい。

＜答弁＞

購入価格100万円以上の物品についてご説明させていただきます。

決算年度中の増減高がないものにつきましては、旧ごみ焼却施設で利用し新ごみ焼却施設においても引き続き利用している物品と、リサイクルプラザにおいて利用している物品になります。

決算年度中に処分した物品のうち、余熱利用施設において利用していたフロントカウンター、貴重品保管庫などにつきましては、施設が平成25年度から休館していましたため、利用しておりませんでした。平成28年3月31日をもって施設を廃止いたしましたため、廃棄処理させていただいたものです。

その他、決算年度中に処分した物品のうち、ポータブル超音波流量計以外の物品につきましては、旧ごみ焼却施設稼働中は利用しておりました。ポータブル超音波流量計につきましては、配管に直接流量計を設置いたしましたため、近年は利用しておりませんでした。それぞれ、旧ごみ焼却施設の廃止に伴い利用しなくなることから、廃棄処理させていただいたものです。

決算年度中に新たに購入した物品については、新施設建設にあわせて必要となったものです。

【リサイクルプラザの機器修繕について】

(質問)

議案第13号平成28年度豊中市伊丹市クリーンランド補正予算第2号について伺います。まず、リサイクルプラザの機器修繕について伺います。今年9月にリサイクルプラザで発生した火災事故により、不燃ごみの処理機器の一部が損傷したことによる修繕に伴う補正予算として473万8千円を計上されていますが、あらためて、事故の概要と火災発生の要因をどのように考えておられるのか教えてください。

<答弁>

当該火災事故は、平成28年9月28日、水曜日の午後1時19分に、リサイクルプラザの高速回転破碎機室内で発生いたしました。火災警報により、係員が現場へ急行しましたが、室内に煙が充満していたことから豊中消防へ出動要請し、同53分に消火が確認されたものでございます。

この火災によりまして、不燃ごみの処理工程に設置される搬送コンベアのケーシングカバー、及び爆風ダクトの継ぎ手に損傷を受けました。

火災の原因としましては、残留物から焼け焦げた電子機器と多量の充電式電池が発見されたことから、充電式電池の破碎による発火が原因と推定されます。

(質問)

火災発生現場に残留していた物としては、電子機器、充電式電池、乾電池、カセットボンベ、ライターなどですが、豊中市、伊丹市におけるごみの排出方法として、不燃ごみとして排出されているのはおかしいものはあるのでしょうか。あれば、本来の適正な排出方法を教えてください。一方で、不燃ごみとしての排出で間違っていないものについては、今後も、今回と同様の火災発生が危惧されますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

今回の残留物のうち、両市における、不燃ごみの搬入品目に該当しない品目は、充電式電池とカセットボンベでございます。充電式電池は両市とも電器店などの回収ボックスを利用して頂くこととなっており、カセットボンベについては、豊中市は空き缶・危険ごみの日に、伊丹市は資源物の日にお出しいただくことになっております。

一方、携帯電話やコードレスアイロンなど、充電式の電気製品が広く普及してきたことから、廃棄の際に内蔵された充電式電池を取り外せない品目については、現在のところ不燃ごみで搬入せざるを得ない状況でございます。

クリーンランドとしましては、同様の火災を繰り返さないよう、リサイクルプラザ運営業務受託者と協議を重ね、機器の改良に取り組んでまいりますが、施設側でのハード面の対応や個々の自治体レベルの啓発のみでは、根本的な解決は困難な状況であることから、こうした爆発・危険性を有する製品の適正処理基準の策定と適正処理困難物への追加指定、販売店や事業者による回収、処理システムの構築について、

引き続き公益社団法人全国都市清掃会議を通し、環境省へ要望を行ってまいります。

(意見・要望)

今回の火災の要因と考えられる充電式電池は、不燃物ごみではなく、両市とも電気店などの回収ボックスを利用してもらっており、カセットボンベについても、不燃ごみではなく、豊中市であれば空き缶・危険ごみの日に、伊丹市手であれば資源物の日に排出して頂くことになっているとのことでした。そうであれば、両市に対して、より一層の指導、啓発を依頼する必要があると思います。ただ、ルールとしてはそうになっていたとしても、充電式電池やカセットボンベを、クリーンランドが期待しているような排出方法で100%排出されることはなかなか想像が付きません。加えて、充電式電池が内蔵された電気製品については、現行ルールでも不燃ごみとして排出される訳ですから、今回と同様の火災発生リスクは解消されません。「こうした爆発・危険性を有する製品の適正処理基準の策定と適正処理困難物への追加指定、販売店や事業者による回収、処理システムの構築について環境省に求めていくとの答弁でしたが、これらはすぐに効果の上がるものではありませんので、豊中市、伊丹市両市に対しても、根本的な解決につながる施策を講じるよう求めるべきではないかと思えます。

【焼却灰搬送及び最終処分に係る経費について】

(質問)

次に、焼却灰搬送及び最終処分に係る経費について伺います。新ごみ焼却施設の焼却灰等の最終処分量が当初、提出されていた実施設計図書に記載の計画量と比べて大幅に上回る状況のため、今回の補正予算が組まれた訳ですが、そもそも実施設計図書に記載された計画量そのものは妥当な数値だったとクリーンランドとしては考えておられるのでしょうか。また、昨年度までの旧ごみ処理施設における焼却灰等の最終処分量は毎年、どれくらいだったのでしょうか。

<答弁>

実施設計図書に記載された計画量は、平成23年度に総合評価一般競争入札により建設事業者の選定手続きを行った際に提出された、技術提案書に記載の数値でございます。この時の入札には、3社のプラントメーカーが参加しており、メーカーの間で焼却灰等の量に差が生じておりましたが、焼却灰等の量は、炉の型式が同じストーカ炉であっても、プラントメーカーごとに燃焼方式やストーカの形式、灰出し装置の構造などに違いがあることによるものと認識しております。

また、ごみに含まれている灰分については、直接的に灰の量に影響いたしますが、プラントメーカーによって、この灰分の変動をどの程度見るかによっても計画段階での数字は変わってまいります。現状では計画値に対して上回っておりますが、引き続き計画値までの改善に努めてまいります。

次に、昨年度までの最終処分量でございますが、過去3年間の平均で、ごみ1トン

当りの最終処分量は、旧施設では155キログラムでしたが、新施設では上半期実績において129キログラムとなり約17%の減となっております。

(質問)

灰分が計画値より多い要因として、金属・瀬戸物・土砂などの不燃物等の混入を挙げられていますが、その中で、より具体的に、どの不燃物が一番影響していると考えておられるのか教えて下さい。

<答弁>

過去の搬入可燃ごみ分析結果では、不燃物系のごみのうち最も多いのは金属類が約7割で、次いでガラス・陶器類と土砂類が同程度となっております。また、リサイクルプラザからの選別可燃ごみ分析結果では、不燃系のごみのうち金属類が約9割を占めており、その中でも鉄類が最も多い結果となっております。

(意見・要望)

搬入可燃ごみの中に、まだまだ不燃物系のごみが混入されているとのことで、可燃ごみの搬入量が当初見込み量より比べてかなり多い状況にありますし、このことについては、両市に対してあらためて分別指導、啓発の強化、徹底を求めて頂きたいと要望しておきます。

【臨時ごみ電話受付業務の受託者選定について】

(質問)

次に、臨時ごみ電話受付業務の受託者選定について伺います。市民の臨時ごみの自己搬入に関する受付は、平成25年から電話予約制とし、受付業務を委託して対応されてきました。搬入車両の混雑の緩和や市民の待機時間の短縮、搬入物検査の実施など様々な効果をあげてこられたことは評価します。そして、同業務が平成28年度末で契約期間を満了することから、継続実施に向けた受託者選定を行うために補正予算が計上されている訳ですが、その際、市民サービスの向上を図るため受付日と予約時間を拡大も考えておられます。そこで伺いますが、今年度で同業務が契約期間を満了する機会に、電話予約ではなくネット予約に変更してはどうかと思います。そうすれば、受付に要する人件費が大幅に削減できますし、電話が込み合って、待たされるということもなくなり、現行以上に市民にとっては便利になると思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

臨時ごみ搬入予約の申込を電話で行うメリットとして、オペレーターが直接対応することにより、持ち込むごみの種類や搬入方法をきめ細かく説明できるほか、搬入物の適正化も図られていることなどが挙げられます。また、インターネットの機器をお持ち

でない方もいらっしゃることから、電話による予約方法を今後も継続してまいりたいと考えております。

(意見・要望)

電話予約される方の大半は、予約だけをする方で、説明等を求める方は少ないと思います。さらに、顔の見えない電話対応で搬入物の適正化がそれほど図れるとは思えません。市民サービスの向上を図るのであれば、より簡易に予約ができるインターネット予約の導入もこの機会に是非、考えて頂きたいと要望しておきます。少なくとも、電話による予約方法を継続するとしても、インターネットとの併用にして、電話回線数や電話受付時間、従事する人の数を減らすことで経費の抑制は図ることを合わせて強く求めておきます。